

総務財政委員会
令和5年2月17日・20日
総務部 資料5番
所管人事課

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国家公務員の非常勤職員における退職手当の支給要件が緩和されたことを踏まえ、フルタイム会計年度任用職員等に係る退職手当の支給要件を緩和する。

2 改正概要

(1) 第1条による改正

ア フルタイム会計年度任用職員等における退職手当の支給要件である「常勤職員に定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月」の要件を緩和する。

イ その他規定を整備する。

(2) 第2条による改正

その他規定を整備する。

3 施行日

第1条による改正は公布の日

第2条による改正は令和5年4月1日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の退職手当に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の退職手当に関する条例 昭和32年4月1日 条例第3号</p>	<p>○職員の退職手当に関する条例 昭和32年4月1日 条例第3号</p>
<p>第1条（略） （支給対象）</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員及び職員の給与に関する条例第19条第1項に定める給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、その勤務形態が前号に掲げる職員に準ずるもの</p> <p>2 前項第2号に規定する勤務形態が同項第1号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則<u>その他の規程</u>により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）<u>の数（以下「勤務日数」という。）が18日（1か月間の日数（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年条例第43号。以下「勤務時間条例」という。）第18条第1項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日、勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの</p>	<p>第1条（略） （支給対象）</p> <p>第2条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第26号）第2条第1項第1号に規定するフルタイム会計年度任用職員及び職員の給与に関する条例第19条第1項に定める給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、その勤務形態が前号に掲げる職員に準ずるもの</p> <p>2 前項第2号に規定する勤務形態が同項第1号に掲げる職員に準ずるものとは、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）<u>以下同じ。）が18日</u>以上ある月が引き続いて6月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものをいう。</p>

新	旧
<p>をいう。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は支給しない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第2号に掲げる職員のその月の勤務日数が<u>職員みなし日数</u>に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が<u>職員みなし日数</u>に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条から第9条まで (略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該退職した者に休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第3条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は支給しない。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>2 前項の規定による場合のほか、前条第1項第2号に掲げる職員のその月の勤務日数<u>(常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。)</u>が<u>18日</u>に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>3 第1項ただし書の規定にかかわらず、同項第4号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が<u>18日</u>に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条から第9条まで (略)</p> <p>(退職手当の調整額)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、当該退職した者に休職月等がある場合及び規則で定める事由がある場合は、ポイントについて、規則で定めるところにより必要な調整を行う。</p> <p>3 (略)</p>

新	旧
<p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（<u>現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等及び勤務時間条例第18条第1項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）</u>のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律<u>（平成3年法律第110号）</u>その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(8) 育児短時間勤務等（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）</u>の期間</p> <p>5から7まで (略)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第2号に掲げる職員にあつては、引き続いた<u>勤務日数が職員みなし日数</u>以上ある月の月数）による。</p> <p>3から8まで (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p>	<p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（<u>第1号から第7号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第8号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。）</u>をいう。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(8) 育児短時間勤務等の期間</p> <p>5から7まで (略)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第11条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。</p> <p>2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数（第2条第1項第2号に掲げる職員にあつては、引き続いた<u>常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日</u>以上ある月の月数）による。</p> <p>3から8まで (略)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (略)</p>

新	旧
<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間</p> <p>3から14まで (略)</p> <p>第14条から第24条まで (略)</p>	<p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4か月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(2) 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間</p> <p>3から14まで (略)</p> <p>第14条から第24条まで (略)</p>

職員の退職手当に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の退職手当に関する条例 昭和32年4月1日 条例第3号</p> <p>第1条から第9条まで（略） （退職手当の調整額）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>(4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間</p> <p><u>(5) 高齢者部分休業（地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間</u></p> <p><u>(6) 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間</u></p> <p><u>(7) 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の期間</u></p> <p><u>(8) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間</u></p> <p><u>(9) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</u></p>	<p>○職員の退職手当に関する条例 昭和32年4月1日 条例第3号</p> <p>第1条から第9条まで（略） （退職手当の調整額）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 第2項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月（現実に職務に従事することを要する日（次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第2号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等並びに勤務時間条例第18条第1項の規定及びその他の規程による週休日等に相当する日以外の日をいう。）のあつた月を除く。）をいう。</p> <p>(1)から(3)まで（略）</p> <p>(4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由その他これに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間</p> <p>(5) 配偶者同行休業（地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>(6) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業の期間</p> <p>(7) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。）の期間</p>

新	旧
<p>(10) 育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>第10条の2（略） （勤続期間の計算）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち前条第4項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間、<u>自己啓発等休業をした期間（その期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当しない場合における当該自己啓発等休業の期間に限る。）</u>及び配偶者同行休業をした期間については、その月数）を前3項の規定により計算した 在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。</p> <p>3から8まで（略）</p> <p>第12条から第24条まで（略）</p> <p><u>付 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）</u></p> <p><u>2 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第35号）の一部を次のように改める。</u></p>	<p>(8) 育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間</p> <p>第10条の2（略） （勤続期間の計算）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2及び3（略）</p> <p>4 前3項の規定による在職期間のうち前条第4項に規定する休職月等が1月以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間及び育児短時間勤務等をした期間については、3分の1に相当する月数、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間及び配偶者同行休業をした期間については、その月数）を前3項の規定により計算した 在職期間から除算する。ただし、無罪の判決が確定した場合における刑事休職の期間については、この限りでない。</p> <p>3から8まで（略）</p> <p>第12条から第24条まで（略）</p>

新	旧
<u>第 10 条第 4 項の改正規定を削る。</u>	